

定 款



株式会社指月電機製作所

(変更履歴)

| | | | |
|-------------|----|-------------|----|
| 1947年 9月 1日 | 制定 | 1993年 6月29日 | 変更 |
| 1962年 5月25日 | 変更 | 1994年 6月29日 | 〃 |
| 1963年11月26日 | 〃 | 1995年 1月 6日 | 〃 |
| 1964年11月28日 | 〃 | 1998年 6月26日 | 〃 |
| 1974年 5月30日 | 〃 | 2000年 6月29日 | 〃 |
| 1975年 5月31日 | 〃 | 2002年 6月27日 | 〃 |
| 1982年 6月25日 | 〃 | 2003年 6月27日 | 〃 |
| 同 年 10月 1日 | 〃 | 2004年 6月29日 | 〃 |
| 1984年 6月29日 | 〃 | 2006年 6月29日 | 〃 |
| 1985年 6月28日 | 〃 | 2007年 6月28日 | 〃 |
| 1986年 6月27日 | 〃 | 2009年 6月26日 | 〃 |
| 1988年 6月29日 | 〃 | 2012年 6月28日 | 〃 |
| 1989年 2月13日 | 〃 | 2015年 6月26日 | 〃 |
| 1990年 1月 6日 | 〃 | 2017年 1月 1日 | 〃 |
| 1990年 1月 6日 | 〃 | 2022年 6月24日 | 〃 |
| 1991年 6月27日 | 〃 | 2023年 3月 2日 | 〃 |

定 款

(2023年3月2日現在)

第 1 章 総 則

(商号)

第 1 条 当社は、株式会社指月電機製作所と称する。英文では、SHIZUKI ELECTRIC COMPANY INC. と表示する。

(目的)

第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) 蓄電器その他各種電気および通信機械器具ならびにその附属品、部品、材料等の製造販売
- (2) 蓄電器その他各種電気および通信機械器具の据付工事ならびに関連する電気工事の施工
- (3) 蓄電器その他各種電気および通信機械器具の修理、保守、ならびにサービス
- (4) 蓄電器その他各種電気および通信機械器具の割賦販売およびレンタル
- (5) 蓄電器その他各種電気および通信機械器具に付随する情報の提供に関する業務
- (6) 電子機器制御用プログラムのソフトウェア開発ならびにその販売
- (7) 紙、フィルム等の捲取機その他の精密機械器具の製造販売
- (8) トランス、リアクトル、ヒューズその他各種電気および通信機械器具の製造販売
- (9) 電気工事業
- (10) 建築工事業
- (11) 前各号に関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を兵庫県西宮市に置く。

(機関)

第 4 条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- (1) 取締役会
- (2) 監査委員会
- (3) 指名委員会
- (4) 報酬委員会
- (5) 会計監査人

(公告の方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他のやむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(自己の株式の取得)

第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(発行可能株式総数)

第7条 当社の発行可能株式総数は、1億2,850万3千株とする。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式の権利制限)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規程)

第10条 当社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会が定める株式取扱規程による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。

第3章 株主総会

(招集)

第12条 当社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

2 株主総会は、あらかじめ取締役会において定めた取締役が招集する。

(定時総会の基準日)

第13条 当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(議長)

第14条 株主総会においては、執行役社長が議長となる。執行役社長に差支えがあるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の者が議長となる。

(電子提供措置等)

第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる。

2 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(議決権の代理行使)

第16条 株主は、当社の議決権を有する他の株主1名を代理人としてその議決権を行使することができる。

2 前項の場合、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議事録)

第18条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

(取締役の員数)

第19条 当社の取締役は、10名以内とする。

(取締役の選任)

第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議においては、累積投票によらないものとする。

(取締役会会長)

第21条 取締役会会長は、取締役会の決議によって選定する。

(取締役の任期)

第22条 取締役の任期は、選任後1年内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

(取締役会の招集権者)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会会長が招集する。

- 2 取締役会会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集する。
- 3 指名・監査・報酬の各委員会を組織する取締役であってその所属する委員会が指名する者は、前2項の定めにかかわらず、取締役会を招集することができる。
- 4 前3項にかかわらず、執行役は、法令に定める取締役に対し、取締役会の招集を請求することができ、請求した取締役会の招集通知が発送されないときは、みずから取締役会を招集することができる。

(取締役会の議長)

第24条 取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会会長が議長となる。

- 2 取締役会会長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が議長となる。

(取締役会の招集通知)

- 第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急を要する場合には、招集期間を短縮することができる。
- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議方法)

- 第26条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
- 2 当社は、取締役会の決議事項について、取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

- 第27条 取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規程)

- 第28条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(相談役および顧問)

- 第29条 当社は、取締役会が承認した内規に基づき、相談役および顧問を置くことができる。

(取締役の報酬等)

- 第30条 取締役の報酬等は、報酬委員会が定める。

(取締役の責任免除)

- 第31条 当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の

会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

- 2 当社は、取締役（業務執行役取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約にもとづく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第5章 指名・監査・報酬委員会

（選任方法）

第32条 指名・監査・報酬委員会を構成する各取締役（各委員）は、取締役の中から、取締役会の決議によって選定する。

（委員会規程）

第33条 各委員会に関する事項は、法令、本定款または取締役会に定めるもののほか、各委員会が定める各委員会規程による。

第6章 執行役

（執行役の員数）

第34条 当社の執行役は、12名以内とする。

（執行役・代表執行役の選任・解任）

第35条 執行役は、取締役会の決議によって選任する。また取締役会の決議によっても、解任することができる。

- 2 会社を代表する執行役（以下「代表執行役」という。）は、取締役会の決議によって執行役の中から選定する。また取締役会の決議によりいつでも、解任することができる。

（執行役の任期）

第36条 執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度の最終日3月31日までとする。

(役付執行役・権限・分掌)

第37条 取締役会は、その決議により、執行役会長、執行役社長各1名、執行役副社長、専務執行役、常務執行役各若干名を定めることができる。

2 取締役会は、執行役が数人ある場合における執行役の職務の分掌および指揮命令関係その他の執行役の相互の関係に関する事項を定めることができる。

(執行役の報酬等)

第38条 執行役の報酬等は、報酬委員会の決議によって定める。

2 執行役が当会社の支配人その他の使用人を兼ねているときは、当該兼務に係る報酬等についても同様とする。

(執行役の責任免除)

第39条 当社は、取締役会の決議によって、執行役(執行役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(執行役会規程)

第40条 執行役に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める執行役会規程による。

第7章 会計監査人

(会計監査人の選任)

第41条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(会計監査人の任期)

第42条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結時までとする。

2 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議されなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

(会計監査人の報酬)

第43条 会計監査人の報酬等は、代表執行役が監査委員会の同意を得て定める。

第8章 計 算

(事業年度)

第44条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第45条 当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

第46条 当社は、毎年3月31日または9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して剰余金の配当を行うことができる。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当を行うことができる。

(剰余金の配当の除斥期間)

第47条 配当財産が金銭である場合（以下「配当金」という。）は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

2 配当金には利息をつけない。

以 上